

## □介護保険事業に関わる「コムスン」の不正問題を考える 民間企業が安定的な公的サービスの担い手となれるか

千代田区職労学習宣伝部

訪問介護事業最大手の「コムスン」の不正申請に対し、6月6日、厚労省は同社の全国すべての事業所の新規指定と更新を5年間認めないよう都道府県に通知した。介護サービス事業所は6年ごとに指定を更新する必要がある、この措置で現在2081の「コムスン」事業所のうち1655の事業所が介護事業を継続できなくなるという強い措置である。これは介護事業者およびサービス利用者、そこに働く労働者に大きな衝撃を与えた。

「コムスン」の不正は、訪問介護などの事業所を新設する際、勤務していない職員を常勤ヘルパーに登録するなど虚偽書類を提出し、東京や他の各県で事業所指定を受けていたものである。

しかも、自治体が虚偽を把握し事業所に対し処分しようとする直前に、事業所の廃業届けを提出（利用者については同社の別の事業所が引き継ぐ）して、他に影響がないよう処分逃れを繰り返し行っていたなど極めて悪質である。

### 厚労省は「コムスン」を模範に見せようとしていた

しかも、看過できないことは、厚労省の「指定不許可措置」に対し、「サービス継続と雇用確保」を口実に、グループ子会社に全事業を譲渡し、事業を実質的に継続させようとしたことである。また、厚労省がいったんはそれを「法律上、問題ない」と容認する発言を行ったことも重大である。

世論の批判の前に、厚労省は翌7日「譲渡は凍結すべき」との見解(強い行政指導だが法的拘束力はない)を発表した。それは当然のことであり、悪質事業者に対する厳正なる処分と、「処分の骨抜き」を許さない法律上の整備が求められる。その方向が介護保険事業への国民の信頼を回復する道である。

厚労省は、今年度中は「コムスン」が責任を持ってサービスを提供し、その後の受け皿については「コムスン」と同省で調整していくとしている。新しい情報では、同種の他社に身売りをし、コムスは介護事業からすべて撤退するようである。しかし、サービス提供事業者の少ない地域では、「コムスン」に代わる事業者を確保できないため、「グループ子会社への譲渡」などによるサービス提供の継続を求める声もあり、深刻な問題である。

サービス継続が最優先課題であることは言うまでもなく、利用者については、国・自治体の責任で従来どおりのサービスが継続されるようにすべきであり、また労働者についても国・自治体が雇用の継承・確保、賃金や退職金の支払いなどについて、「コムスン」への指導も含め責任を取るべきである。処分した企業に実質的に事業を継続させざるを得ないなどとする事態は、今日の介護行政の不安定さを露呈したものである。

### 自治体がサービス提供のバックアップを

そもそも、営利を目的とする民間企業には倒産もあり、不正を行なう場合もあるのだから、安定・継続して提供されるべき公共サービスの担い手としては不適切であると考ええる。そして民間営利企業に公共サービスの提供を委ねる場合には、少なくとも強い公的責任の下におくべきであり、また、公共サービスを担う企業などがサービス提供を継続できなくなる万一の事態に備え、介護保険の実施主体である自治体がいつでも肩代わりできるバックアップ体制などを通常から準備しておくべきである。ところが、ほとんどの自治体は、サービス提供を民間任せにしてしまっており、バックアップはできない状況である。

今回の訪問介護最大手企業の悪質な犯罪は、その社会的責任を厳しく問い断罪されなければならない。他方、多くの零細な介護保険事業者は低すぎる介護報酬などによる経営難に苦しんでおり、大多数の介護労働者は劣悪な労働条件のもとでもよりよい介護を提供するために奮闘している。こうした努力にこそ、行政は光をあて援助を強めなければならないと考える。

国は、介護保険事業における公的責任を強化し、良質なサービスが安定して継続的に提供できるよう改善を求めるとともに、悪質な事業者が入り込まないように厳しくチェックし、保険料の引き下げと減免措置の導入、介護報酬の引き上げなど制度の抜本見直しが求められている。